

施設入所(1日あたり)の料金

			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保健施設サービス費	多床室	1割	994円	1,074円	1,145円	1,206円	1,262円
		2割	1,988円	2,148円	2,289円	2,412円	2,523円
		3割	2,982円	3,222円	3,434円	3,617円	3,785円
	個室	1割	906円	985円	1,054円	1,114円	1,172円
		2割	1,813円	1,971円	2,108円	2,228円	2,344円
		3割	2,719円	2,956円	3,162円	3,342円	3,516円

※上記金額には夜勤職員配置加算、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)、栄養マネジメント強化加算、高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)、(Ⅱ)を含みます。

居住費	多床室	540円/日	※市町村から負担限度額の認定を受けておられる方は認定証に記載されている金額となります
	個室	1,750円/日	
食費		1,620円/日	
おやつ		100円/日	
特別療養室料		5,500円/日	
日常生活費		200円/日	
教養娯楽費		150円/日	生け花、折り紙、絵手紙、書道、手芸、塗り絵等の材料費(七宝焼きについては、材料費を別途いただきます。)

			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
小計	多床室	1割	3,604円	3,684円	3,755円	3,816円	3,872円
		2割	4,598円	4,758円	4,899円	5,022円	5,133円
		3割	5,592円	5,832円	6,044円	6,227円	6,395円
	個室	1割	10,226円	10,305円	10,374円	10,434円	10,492円
		2割	11,133円	11,291円	11,428円	11,548円	11,664円
		3割	12,039円	12,276円	12,482円	12,662円	12,836円

加算項目	負担割合			算定要件
	1割	2割	3割	
夜勤職員配置加算	25円/日	51円/日	76円/日	入所者20名に1人夜勤を行う介護・看護職員を配置していること
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	23円/日	46円/日	70円/日	介護福祉士80%以上、勤続10年以上介護福祉士35%以上
栄養マネジメント強化加算	12円/日	23円/日	35円/日	管理栄養士を50人に1人以上配置し、低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同で作成した栄養計画に従い、食事の観察を行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施する。
再入所時栄養連携加算	211円/回	422円/回	632円/回	入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に算定（1人につき1回を限度）
初期加算(Ⅱ)	32円/日	63円/日	95円/日	入所日から30日間、入所者全員に算定
外泊時費用	382円/日	763円/日	1,145円/日	外泊された場合、施設サービス費に代えて算定。1か月6日以内
療養食加算(1食)	6円/食	13円/食	19円/食	入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	272円/回	544円/回	816円/回	入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士が、入所した日から3か月以内集中的にリハビリを行い、ひと月に1回以上評価し厚生労働省に提出、必要に応じてリハビリテーション計画を見直している場合に算定
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	253円/回	506円/回	759円/回	認知症と診断された入所者に、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士が、集中的にリハビリを行った場合に算定。退所先の訪問により生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成していること。
経口移行加算	30円/日	59円/日	89円/日	経管により食事を摂取している入所者に対し、経口による食事を進めるため、医師の指示に基づく栄養管理を行った場合に算定
経口維持加算(Ⅰ)	422円/月	843円/月	1,265円/月	経口による食事を摂取している入所者で、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師の指示を受けた管理栄養士が栄養管理を行った場合に算定
経口維持加算(Ⅱ)	105円/月	211円/月	316円/月	入所者の経口による継続的な食事を支援するための食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に算定

加算項目	負担割合			算定要件
	1割	2割	3割	
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	474円/回	949円/回	1,423円/回	入所前30日以内又は入所後居宅を訪問し、施設サービス計画の策定や療養上の指導を行った場合に算定
入退所前連携加算(Ⅰ)	632円/回	1,265円/回	1,897円/回	入所前30日以内又は入所後30日以内に、退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定める。
退所時情報提供加算(Ⅰ)	527円/回	1,054円/回	1,581円/回	退所後の主治医に対して、情報提供を行った場合に算定(居宅へ退所した場合)
退所時情報提供加算(Ⅱ)	264円/回	527円/回	791円/回	退所後の医療機関に対して入所者の紹介をする際、情報提供を行った場合に算定(医療機関へ退所した場合)
訪問看護指示加算	316円/回	632円/回	949円/回	入所者の退所時に、医師が訪問看護ステーションに対して訪問看護指示書を交付した場合に算定
退所時栄養情報連携加算	74円/回	148円/回	221円/回	厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者または低栄養状態にあると医師が判断した入所者に対して管理栄養士が退所先の医療機関等に対して情報提供をした場合に算定
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	506円/日	1,012円/日	1,518円/日	入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定 医師が感染症対策に関する研修を受講していることが算定要件
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円/日	6円/日	9円/日	認知症介護実践リーダー研修を修了している者を基準に合った人数配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	11円/月	21円/月	32円/月	協力医療機関との間で感染症の発生時の対応を取り決め、発生時に連携して対応している場合に算定。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5円/月	11円/月	16円/月	感染対策向上に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上施設内で感染制御にかかる実地指導を受けている場合に算定。
新興感染症等施設療養費	253円/日	506円/日	759円/日	入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に感染対策を行った上で介護サービスを行った場合に算定。(1月に1回連続する5日を限度)
ターミナルケア加算(死亡日以前31~45日)	76円/日	152円/日	228円/日	医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断された入所者に、医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求めに応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること
ターミナルケア加算(死亡日以前4~30日)	169円/日	337円/日	506円/日	
ターミナルケア加算(死亡日前日及び前々日)	959円/日	1,918円/日	2,877円/日	
ターミナルケア加算(死亡日)	2,003円/日	4,005円/日	6,008円/日	

加算項目	負担割合			算定要件
	1割	2割	3割	
協力医療機関連携加算(1)	105円/月	211円/月	316円/月	協力医療機関との間で入所等の同意を得て病歴等の情報を共有する会議を定期的開催していること ※令和7年3月31日まで
協力医療機関連携加算(1)	53円/月	105円/月	158円/月	協力医療機関との間で入所等の同意を得て病歴等の情報を共有する会議を定期的開催していること ※令和7年4月1日から
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	11円/月	21円/月	32円/月	必要な安全対策を講じたうえで生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること
かかりつけ医連携調剤調整加算(Ⅰ)□	74円/回	148円/回	221円/回	入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた入所者について入所中に服用調剤の評価・調整を行い、療養上必要な指導を行った場合に算定 *入所中1回を限度
かかりつけ医連携調剤調整加算(Ⅱ)	253円/回	506円/回	759円/回	入所者の服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、処方にあたって薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定 *入所中1回を限度
かかりつけ医連携調剤調整加算(Ⅲ)	105円/回	211円/回	316円/回	かかりつけ医連携調剤調整加算(Ⅱ)の要件に加え、所時に処方されている内服薬の種類が入所時より1種類以上減少している場合に算定 *入所中1回を限度
安全対策体制加算	21円/回	42円/回	63円/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。 *入所時に1回を限度として算定
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	42円/月	84円/月	126円/月	利用者ごとの日常生活動作、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、フィードバックされた情報を施設サービス計画の見直しに活用する
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数×7.5%			介護職員の処遇改善が一定の基準を満たしている場合に算定(入所者全員に算定)

【その他の料金】

理美容代	カット 2,410円/回 毛染め 4,330円/回 顔そり 760円/回	パーマ 4,330円/回 洗髪 760円/回
文書料	1,100円～2,200円 特別の文書料は別途定めます。	
洗濯代(業者依頼) 洗濯代(コインランドリー)	700円/袋 洗濯機使用料 200円/回 乾燥機使用料 100円/30分	
テレビレンタル料	110円/日 テレビを持ち込まれた場合、電気代 50円/日	
コーヒー・紅茶	100円/杯	

※居住費、食費につきましては介護保険負担限度額認定証を交付された場合、
下記のとおり負担軽減されます。

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
利用者の 所得段階 (世帯で 判定)	生活保護受給者か 世帯全員が市町村 民税非課税で老齢 福祉年金を受けて おられる方	世帯全員が市町村 民税非課税で、かつ 課税年金・合計所得 年額が80万円以下 の方	世帯全員が市町村民 税非課税でかつ課税 年金・合計所得金額 が80万円を超え 120万円以下の方	世帯全員が市町村民 税非課税でかつ 課税年金・合計所得 金額が120万円を 超える方
居住費 (多床室)	0円	430円/日	430円/日	430円/日
居住費 (個室)	550円/日	550円/日	1,370円/日	1,370円/日
食費	300円/日	390円/日	650円/日	1,360円/日